

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、外形標準課税の対象法人に係る法人事業税について、付加価値割及び資本割の税率を引き上げ、並びに所得割の税率を引き下げ等を行う。

二 内容

(一) 法人事業税

外形標準課税の対象となる資本金一億円超の普通法人について、付加価値割及び資本割の税率を引き上げ、所得割の税率を引き下げる。

(二) 不動産取得税

ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長する。

イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長する。

(三) 自動車取得税

平成二十八年ディーゼル重量車排出ガス規制の導入に伴い、規制対象に設定された七・五トン超のバス又はトラックについて、エコカー減税の適用対象に加える。

(四) その他

地方税法の改正に伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

平成二十八年四月一日。ただし、二(一)のうち、平成二十七年埼玉県条例第四十号の改正規定を削る改正については、公布の日。